

字体とその示し方

佐藤 栄作

キーワード：字体、字形、書体、字種、異体字

はじめに

文字の形状について、実際に実現したものを「字形」、そのよりどころである基本形観念・抽象的な理念形を「字体」とし、両語を区別して用いることがある。「常用漢字表」¹「(付)字体の解説」における「字体」「字形」もほぼそのように用いていることから、「字形」＝具体的実現形、「字体」＝抽象的理念形は、すでに共通理解となっているといえなくもない。しかし、文字研究の世界、専門家の間でも、一貫して上記のような使い分けがなされてきたわけではないことも知られている(鳩野2010²)。また、たとえば「イントネーション」と「アクセント」とが取り違えられたりするように、一般社会においては、「字体」、「字形」に「書体」を加えた3語は、明瞭に区別されることなく使用されている。

本稿の筆者は、林大1977³、山田俊雄1980⁴などを参考にし、実現してしまえば「字体」ではないという主張を繰り返してきた(佐藤1996、1998、2013⁵)。

本稿では、鳩野2010などを参照しながら、あらためて筆者の「字体」についての考え方を確認するとともに、道村2011⁶を参考に、「字体」の示し方についての私見を提出する。

1 「字体」「字形」「書体」「字種」

文字の形状に関わる概念の設定とその呼称(術語)の不統一と混乱については、これまでも繰り返し指摘されてきた。本稿ではまず、これら

¹「常用漢字表」(2010年11月30日内閣告示)文化庁HPによる。以下、同様。

²鳩野恵介2010「「字体」再考」http://www.kanken.or.jp/project/deta/investigation_incentive_award_2010_hatono.pdf(平成22年度漢検漢字文化研究奨励賞)

³林大1977「漢字の問題 四字形」『岩波講座日本語3国語国字問題』岩波書店

⁴山田俊雄1980「字体」『国語学大辞典』国語学会編東京堂出版

⁵佐藤栄作1996「漢字字体の「内省報告」のために」『国語文字史の研究3』和泉書院、1998「漢字字体とは何か」『日本語学』17-12 明治書院、2013『見えない文字と見える文字 文字のかたちを考える』三省堂

⁶道村静江2011『口で言えれば漢字は書ける 盲学校から発信した漢字学習法』小学館

術語について、先行研究を踏まえつつ筆者なりの整理を行い、自らの考えを再確認するところから始める。

日本語には、複数の文字体系が存在する(漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字、算用数字)。個々の字は、文字の集合、すなわち文字体系の要素として存在している。

この文字体系の構成要素としての個々の字を、樺島 1977⁷は「文字素」と呼んだが、この命名は十分に理解できる。「常用漢字表」などで用いられている「字種」も同じものを指していると考えられる。しかし、「字種」、「文字種」は、文字体系の意で用いる場合もあるので注意が必要である。筆者は単に「字」としたい(犬飼 2002⁸も参照)が、「常用漢字表」を考慮し、本稿ではいったん「字(字種)」として、以下を進めることにする。「字」、「字種」についてはまた後で取り上げる。

文字とは、言語(音声言語)を表す視覚的記号である。個々の字は、原則として、視覚的な形状とそれが切り取った(対応する)音声言語—いわゆる「読み」を持つ。視覚的な形状は、視覚的記号である文字の本質であり、また、「読み」の存在は、一般の視覚的記号から文字を区別する必須要素である。

漢字には、これに意味が加わる。ただし、漢字が意味を持つというのは、対応する音声言語の単位が大きいということである。意味の最小単位である形態素あるいは単語と漢字一字とが対応するため、漢字は、形態素文字・表語文字と呼ばれる。世界で現在用いられている文字は、複数の字(文字列)で形態素・単語と対応することから、漢字は極めて特殊な文字であるといえる。こうした漢字の性質は、一般に「漢字は形・音・義の3要素からなる」と言い表される。

漢字のこの3要素は、それぞれ「字形」「字音」「字義」と呼びうるだろう。形状を「字形」、読みを「字音」、意味を「字義」とするのである。

しかし、日本語の漢字は、「字義」に対応する(類似する)和語が、定着し(「字訓」)、それが読みと意識されるようになったため、「字音」=読みとできなくなった。また「字訓」は、もともとその漢字と結びついた和語であるから、読みであると同時に「字義」と大きく重なるものでもある。

つまり、中国語で可能であったとしても、日本語においては、文字の

⁷樺島忠夫 1977「文字の体系と構造」『岩波講座日本語 8 文字』岩波書店

⁸犬飼隆 2002『シリーズ<日本語探求> 5 文字・表記探究法』朝倉書店

読みという意味で「字音」は用いづらい。本稿では、これを仮に「ヨミ」⁹としておく。

文字の形状を、「字の形」だから「字形」とするのは極めて自然である。よって、かつても現在も、文字の形状全般についていう場合、「字形」は最も一般的に用いられる語であろう。一方、字の姿、形状のありかたという意で「字体」という語も用いられてきた。「体」の字義・用法からして首肯できる。つまり、「字形」と「字体」とが類似した語義を有することは、それぞれの字義からして至極当然といえる。形・音・義という言い方からすれば、「字体」より「字形」の方が、文字の形状全般を指す語としてふさわしいといえるだろう。ここまでをまとめるなら、

- ・個々の字は、文字体系の要素として存在している。これを「字（字種）」と呼ぶ。
- ・「字（字種）」は、視覚的な形状と、対応する音声言語（「ヨミ」）を有する。（漢字の場合は、さらに意味＝「字義」が加わる）

「字（字種）」の視覚的な形状を、ごく自然に「字形」と呼ぶとしよう。文字の形状＝「字形」は、実現したものだけでなく、実現形がよりどころとした基本形観念・理念形をも想定しなければとらえ切れない。

よりどころ、すなわち「字の骨組み」には「字体」を用いることができる。そうすると残りは、現実に実現した形をどう呼ぶかである。

「字形」は形状全般を指すから、実現レベルを「書態」としたのは林1984¹⁰であったが、「書態」では「書体」「書風」の具体的な姿を指すように見えてしまう。抽象的な骨組みである「字体」に対して、「具体的な字形（字の形）」という表現から、「字形」＝実現形で用いるようになったのか、「字形」という語には「字体」と対で用いる用法が定着してくる。そうすると、「字形」（形状）＝「字体」（抽象的理念形）＋「字形」（具体的実現形）となってしまう。術語の混乱（互いの考えを理解しにくい状況）の一つがここにあったと筆者は考える。「字形」という語が、専門的な語義を持つようになったのである。

「字形」は現在も、「文字の形状」という広い意味でも用いられている。「字体」を「抽象字形」ということがあるが、これなど、「抽象的な

⁹義を持たない仮名についても、対応する音韻を「ヨミ」とできるかについてはなお検討中。よってカタカナを用い、「仮に」とした。

¹⁰林大1984「字体・字形・書体をめぐって」『日本語学』3-3 明治書院

字形」と「字形を抽象化したもの」とでは、「字形」の意味が違っていると見える。

本稿では、こうした「字形」の両義性を回避するため、文字の形状を「かたち」とする。先の確認事項は、3つめが加わって、以下のようになる。

- ・文字体系の要素としての個々の字を「字（字種）」と呼ぶ。
- ・「字（字種）」は、「かたち」（視覚的な形状）と「ヨミ」（対応する音声言語）とからなる。（漢字の場合は、さらに意味＝「字義」が加わる）
- ・文字の「かたち」は、理念形である「字体」に基づき、「字形」として実現する。

漢字の歴史の中で、漢字の「かたち」は何度か大きく変化した。ある特徴を有した「かたち」から、別の特徴を持った「かたち」へと。それらの変化は、原則として体系全体に関わるものであった。使用場面、用途や筆記用具などが変化の原因となったと思われるが、新たな「かたち」の特徴を持った一揃いの漢字が成立しても、視覚的記号の特徴である「痕跡性」によって、古いセットも消え去らずに残っていく。用い分けられるために残されたという側面もあったかもしれない。そのような「かたち」にかかわる「ある特徴」を、「〇〇書」、「〇〇体」、「〇〇書体」などと呼んできた（たとえば「草書」「草体」「草書体」）。これを「書体」と呼ぶ。

「書体」は、かつては漢字の様式そのものであったのだろうが、現在では、漢字に限らず、どの文字体系であっても「字体」が「字形」として実現する際の実現規則のレベル、表現のレベルでとらえられる場合がほとんどである。漢字以外の文字についても「〇〇体」などとして用いられるが、印刷文字については、デザイン（セットとしては「フォント」）とほぼ同義である。

「書体」の意味で「字体」が用いられることもあったようだが、上記のとおり、字の「かたち」の抽象的理念形を「字体」とし、「書体」と「字体」とを区別する。

以上は、「字形」「字体」「書体」の語義の重なりを確認し、その整理を筆者なりに行ったものである。以下、特に断らないかぎり、筆者の定義した意味でこの3語を用いる。

いわゆる新字体の漢字と旧字体の漢字とは、「字体」が異なっている

が、同じ漢字であるとされる（従来、そうされてきた）。これらを「異体（異体関係）」であるといい、互いに「異体字」であるという。そうすると、先の「字（字種）」は、文字体系を構成する要素であるから、一つの「字（字種）」に複数の「字体」が存在するということになる。逆に「異体字」は「字（字種）」としては一つなのである。

「字体」の側から考えると、「字体」の一つ一つが、文字体系の要素と1対1対応しないことから、異体関係にある複数の「字体」をまとめたものが存在することに気づく。それが「字種」であると説明されることがある。しかし、「字体」よりさらに上位の、文字のかたちの抽象概念を「字種」と称するのなら、筆者の「字」とは発想が異なる。筆者にとっての「字」は文字体系の要素の謂いであり、「字体」は「字」を成り立たせる「かたち」の理念形である。わかりづらいかもかもしれないが、筆者は「字」の体系と「字体」の体系とを別に考えており、後者は形状に限定したものである¹¹。

また、「字体」と「字形」との関係は、音声言語の「音韻」と「音声」との関係に当たる。実際には、一つの「字体」の実現形としていくつもの「字形」があるという関係になるが、筆者は上下関係とはとらえない。両者は、文字の「かたち」が持つ二つの側面というべきである。

筆者は「字」を文字体系の要素を指す概念として用いようとしているが、現実には、書かれたもの、実現したものはまさに字なのだから、「字」を具体的な書かれた字に用い、抽象的な存在に「字種」を用いる方がすっきりするとの指摘があるかもしれない。たとえば、「字の数を数える」というときの「字」である。また、「6 3 3 字種 4 3 4 4 字」¹²などを用いる。これは、4 3 4 4 個の字があるが、「字種」（区別される「字」）としては6 3 3 個であるというような場合の示し方である。「常用漢字表」「表の見方及び使い方」には「字種 2 1 3 6 字」とある。

さらに、高田 2013¹³は、「同じ字」「別な字」は、「字形」、「字体」、「字種」どのレベルでもいえるとする。ならば、抽象的なものに「字」を用いるのは混乱を招くことになるだろう。筆者の「字」は、樺島 1977 のように「文字素」とするか、「常用漢字表」のように「字種」とした方

¹¹樺島忠夫 1979『日本の文字一表記体系を考える一』（岩波書店）には「ある文字（文字の観念）が、視覚的な形をとって現れたとき、その字形を、その文字の字体という。」とある。用いている術語は異なるが、樺島が、「文字の観念（文字素）」とその形状（樺島は「字形」、筆者は「かたち」とを区別していることが理解できる。

¹²石塚晴通 2012「漢字字体史研究一序に代えて一」『漢字字體史研究』勉誠出版の「633 字種 645 字体 4344 字」をお借りした。

¹³高田智和 2013「字形・字体・字種と異体字」『日本語学』32-5

がよいことになる。これは、文字体系の要素（すなわち個々の字）について、理念形と実現形とを言い分ける必要があるかという課題である。

「字種」を文字体系の要素に用いた場合、その実現形というのは、結局、視覚的な実現形を指すことになるだろう。そうすると、それは個々の「字形」と重なる。「字形」を文字の形状全般（筆者の「かたち」）で用い、理念形を「字体」、実現形を「字」とする考え方があるのは、こういうことなのだろう。

2 「常用漢字表」の字体¹⁴

冒頭で触れたように、前章で示した筆者の字体等についての考え方は、「常用漢字表」に近い。そのことを確認しておきたい。現代の漢字使用の目安である「常用漢字表」は、それが国民一人一人にどのくらい知られているかは確認していないが、「(付) 字体についての解説」に示された字体、字形、書体についての把握・考え方は、現在最も一般的なものであるといえよう。これは、「当用漢字字体表」¹⁵の字体観を、よりはっきりとさせたものといえ、おおよそ、戦後はこうした文字観、字体観の中で、文字政策が進められたといえる。これは、戦後の社会基盤の一つを成し、教育、言語文化、情報はこの上に成り立っている。「常用漢字表」「(付) 字体についての解説」を見ると以下のように述べている。

第1 明朝体のデザインについて

常用漢字表では、個々の漢字の字体（文字の骨組み）を、明朝体のうちの一種を例に用いて示した。現在、一般に使用されている明朝体の各種書体には、同じ字でありながら、微細なところで形の相違の見られるものがある。しかし、各種の明朝体を検討してみると、それらの相違はいずれも書体設計上の表現の差、すなわちデザインの違いに属する事柄であって、字体の違いではないと考えられるものである。（以下略）

第2 明朝体と筆写の楷書との関係について

（略）字体としては同じであっても、1,2に示すように明朝体の字形と筆写の楷書の字形との間には、いろいろな点で違いがある。それらは、印刷文字と手書き文字におけるそれぞれの習慣の相違に基づく表現の差と見るべきものである。（以下略）

¹⁴以下、特別の場合を除き、「字体」等に括弧を付けない。

¹⁵「当用漢字字体表」答申（1948年6月1日）文化庁HPによる。

字体とは「文字の骨組み」であり、実現に際しては「表現差」が生じるものの、それらは書体による字形の差であって字体差ではないとまとめられる。

ただ、「骨組み」が抽象的な理念形なのか、理想的（あるいは標準的）な実体であるのかについては、ここでは明言していないともいえる。はっきりしているのは、「字体を明朝体の一種を用いて示した」とあることである。つまり、これを読むかぎり、字体は示されているはずである。そこに掲げられた明朝体で印刷されたものから、その字の字体がいかなるものであるかがわかる、ということである。

これに関係して、「(付) 字体の解説」の前に掲げられた「表の見方及び使い方」の4には、

字体は文字の骨組みであるが、便宜上、明朝体のうちの一種を例に用いて「印刷文字における現代の通用字体」を示した。

とあり、続く5においては、「通用字体」と「許容字体」の説明が、具体的な「2点しんによう」、「1点しんによう」を用いてなされている。「便宜上」と断っているが、字体＝実現形のように受けとられてしまう。また、「(付) 字体の解説」にも、旧「常用漢字表」にはなかった次が加わっている。

さらに、印刷文字と手書き文字におけるそれぞれの習慣の相違に基づく表現差は、3に示すように、字体（文字の骨組み）の違いに及ぶ場合もある。

旧「常用漢字表」では、表現差は字形差であって字体差ではないとされていたはずが、新「常用漢字表」では、新たに加わった元表外漢字の印刷文字のかたちが否定されないようにするために、印刷文字のかたちの違いのいくつかを字体差と認めたのである。広く使用されている「通用字体」のほかに「許容字体」があり、両者間の「字体の許容」を認めざると得なくなったのである。この対応そのものは、しかたがなかったといえるが、結果として、字体が字形に近づいてしまった印象を受ける。

先に「常用漢字表」は、字体が抽象的理念形であるとはっきりとは書いていないと述べたが、実は、「表外漢字字体表」「前文」¹⁶は、「字体は

¹⁶「表外漢字字体表」（2000年12月8日）文化庁HPによる。

文字の骨組みである」とする「常用漢字表」を踏襲するとした上で、「字体は抽象的な形態上の観念である」と明言している。その延長上に新「常用漢字表」もあるのだから、字体は「抽象的な形態上の観念」で動かない。

「しんにょう」について若干触れると、印刷文字には、「1点しんにょう」を「通用字体」とする漢字と「2点しんにょう」を「通用字体」とする漢字（元表外漢字）とがあり、後者は「1点しんにょう」でも「許容」するということである。一方、手書き文字では、すべて「1点しんにょう」。「抽象的な形態上の観念」＝字体が、印刷文字では2つ、手書きでは1つ存在するということである。新「常用漢字表」をまとめる際の苦勞が読みとれる。

表現差が字体差に及ぶものがあるということは、裏を返せば、そこに挙げた例外的なもの以外は、かたちが異なっても同じ字体だと判定しているということである。デザインや活字か手書きかによって生じるかたちの違いは字体差ではないのであるから、そこに例示のために印刷された字—それは同じ漢字でありながら、異なるかたちをしている—は、何なのか。それは、それぞれの書体（デザイン、さらに書風、書き癖）で実現した字形というほかない。つまり、明朝体の一種を用いて、そこに存在しているのは、やはりその字の字形である。

話を先の「常用漢字表」「(付) 字体についての解説」に戻すと、「示す」という語がポイントであると気づく。字体を「示す」とあるから、そこに掲げられた字形を字体であるように勘違いしてしまうことがあって不思議はない。しかし、実現してしまえば字形である。細かい（場合によっては明らかな）実現差があっても、それらは字体の差ではない。もし、そこに掲げられたものが字体なら、「字体に違いがあっても字体差ではない」という矛盾した文意となり、意味をなさないことから明らかなのである。

以上から、戦後の文字政策の中核である「常用漢字表」の考え方によるかぎり、字体、字形、書体は峻別すべきであり、字体は、抽象的理念形にならざるを得ない。なぜなら、抽象的存在でなく、例えば理想的実現形であるなら、それは具体的に示すことが可能であるはずだからである。「当用漢字字体表」で用いられたカナ釘のような字（等線体）が字体であるなら、「常用漢字表」もそうしたかたちを用いて作成し告示すればいいはずである。それができないのは、そういう活字、フォントがないからだろうか。いや、そうではない。たとえば、『保』という漢字の最後の2画は「ハライ」でも「点」でもいいと説明し、それは字体差

ではないと説明するのであるから、等線体を用いて、「ハライ」でも「点」でもかまわない字体を示すことはできない。やはり、字体は抽象的な観念なのである。

3 字体は示せないのか

字形は実現形、字体は観念、字のかたちは、字体に基づき字形として実現する。ここまでは、前章で確認したように、ある研究者の学説のレベルではなく、公的に定めた「常用漢字表」の考え方である。問題は、字体を抽象的理念形とすることにあるのではなく、そのように定義したとき、結局、字体は字形＝実現形を通してしか示せないということにあると思われる。言い換えると、字体そのものを抽出し提示することができないのであるから、字体はあくまで理論上の概念であって、実際の書字行為、文字習得の場面に関わらせることができないのではないかという疑念である。

たしかに、字体は、代表的な書体で実現した字形、あるいはいくつもの書体で実現した字形群から、それらが基づいたはずのものを推測・感得するしかないように思われる。

鳩野 2010 は、字体を否定せず、抽象的理念形とした上で、「あらゆる「字形差」を包含しうる「標準字形」というべきものが前提として存立していなければ、文字としての伝達機能は発揮されることがない」と述べ、「個々人の「字体把握」のよりどころとしての「標準字形」を提唱する。筆者も、字体を「基本形観念」いうことがあるが、この「基本形」に当たるものであろう。書体、デザイン、書風・書き癖などを捨象した理想的な実現形といえよう。字体の定義をいい加減にすると、字形との区別がつかなくなり、厳密にすれば使いにくくなる。そこで「標準字形」が必要ではないかという論であると筆者は理解する。

しかし、すでに触れたように、かたちが明らかに異なっても、字体の差ではないケースがあるのであり、その場合の「標準字形」はいかなるかたちを取るものであろう。やはり、無理ではないか。あるいは、「標準字形 1」「標準字形 2」などとして複数の「標準字形」を認めるのだろうか。

では、字体そのものを示すことは不可能なのだろうか。何か方法はないのか。

このことについて、すでに、筆者は、「かたちの説明」それ自身が字体に当たるのではないかと提案してきた（佐藤 1996、1998）。あらためてまとめるなら、以下のようなになる。

漢字「口(くち)」の字体は、明朝体(MS明朝)「口」、ゴシック体(MSゴシック)「口」、教科書体(HGP教科書)「口」など、様々な書体で実現した字形から、「四角形(長方形)」であるとわかる。「口」、「口」、「口」がそれぞれ字体なのではなく、それらは3つの書体によって実現した字形である。以上を、筆者は次のように表す。

字(字種)を『 』、字体を／ ／、字形を[]で表す。たとえば、漢字『口』は、明朝体なら[口]、ゴシック体なら[口]、教科書体なら[口]となる。漢字『口(くち)』の字体は／四角形(長方形)／である。

音声、音韻に倣って、実現形を[]、観念形を／ ／としたのであるが、それなら、『口』の字体は／口／でもいいのではないか。この点について、音声記号を参照にしながら、さらに考えてみたい。

音声記号は、[]に入れて用い、単音、音声を表す。一方、それぞれの言語の音素、音韻は、アルファベットや音声記号に用いた記号を用いて／ ／に入れて示す。これらは、どんな記号とするか、どの括弧を用いるか、すべて約束であり、[]に入れた音声記号は、音声そのものではなく、音声を視覚的記号に置き換えたものでしかない。音声そのものを示すには、実際に発音したり、録音した音声を再生したりしなければならない。つまりこれらは、聴覚的記号(刺激)を視覚的記号(刺激)に置換したものである。

これに対して、[口]は(どんな括弧に入れようが)、字形そのものである。置き換えていない。この相違は、聴覚(音)と視覚(図形)との根本的な相違によるものと考えられる。音は一瞬で消えてしまうから、視覚的記号に置き換えることで「書きとめる」必要があるということだろう。では、文字は、視覚的記号であり、それ自身が「書きとめる」ものであるから、置き換える必要はないのだろうか。

もう一度、音声・音韻について。たとえば、日本語(現代東京方言)の力行子音音素の／k／は母音／i／の前では口蓋化する。また、特殊音素／N／は、様々な条件異音すなわち単音として実現するが、一つの音素である。つまり／N／は、[m]や[n]で実現する。

文字の場合はどうだろう。いろいろな書体で実現していても字体としては同一である(場合がほとんどである)ことは、「常用漢字表」「(付)字体についての解説」の通りである。さらに、たとえば漢字『口』が、字体の部品として働く場合、小さくなったり、横長になったり、縦長になったりするのもこれに関連する事象であろう。大きさや縦横の比率の異なる字体の部品としての「クチ」が存在することは確かであり、それ

らを別々のものにとらえる必要がないことも明らかである。つまり、大きさや縦横の比率の違いを捨象し、ともかく／クチ／なるものが設定可能であり、必要である。これを、／□／と表すなら、そこに示した具体的形状が、大きさや縦横の比率まで示していないことを、別に説明する必要がある。それならば／四角形（長方形）／と示すのが最も適切なのではないかと考える。

しかし、／四角形（長方形）／などと表せるものはごく稀であって、ほとんどの場合、図形名への置き換えは困難である。たとえば、漢字『木』（部品としての働く場合を含む）のような漢字としては単純なものであっても、図形として一言で言い表すことは困難である。基本点画の組み合わせとして説明するよりない。とすれば、位置による変形についての注釈を付けた上で、／草木のキ／、／樹木のモク／¹⁷などとするのが現実的であり、われわれの字体把握にも近い。ならば、／草木の木／、／樹木の木／とそれを表記することも可能であり、いっそ／木／でいいという考え方も出て来よう。いろいろな書体やいろいろな大きさ、ヘンの場合は右ハライでなく点、で用いられることを理解した上で、／木／と表す。今用いているのは明朝体だが、明朝体が字体であるはずはない。だからこそ明朝体を用いて、漢字『木』（と部品）の字体を示したのだ、と¹⁸。

本稿の筆者は、／木／などとすることはやはり混乱の元となるから、／草木のキ／などとしたい。ならば、先の／四角形（長方形）／も、／入口のクチ／、／目口鼻のクチ／などとできることになる。これは、その字を他の字と区別するための説明に近いものとなる。

道村静江は、基本点画を抽出してそれに名前を付け、その組み合わせだったもの（字体の部品）にも名前を付け、それぞれの漢字のかたちを部品で説明し、他の漢字と区別するための「漢字のタイトル」を付けた¹⁹。これは、子どもたち（出発は視覚障害児）の漢字習得のために考案

¹⁷字体の「草木」「樹木」などは、語あるいは概念であるから「木」を用いたが、後掲する道村のように仮名書きした方が誤解は少なくなるだろう。

¹⁸高田智和 2013 は、筆者と括弧の使い方は異なる（「 」が字形、〔 〕が字体）が、次のように字体を示す。便宜的に明朝体で代表させるという方法である。

「字体は抽象字形であるから、厳密には図形化不能なものであると考えられるが、ここでは便宜的に、「学」を代表させて〔 〕で括って表している」

¹⁹道村 2011 のほか、2012『視覚障害者の漢字学習 常用漢字中学校編 1130 字』、2012『同 2136 字総索引集』（点字学習を支援する会漢字学習支援グループとして発行）。漢字字体の階層構造を徹底して利用した点が、下村昇の下村式口唱法(www.001.upp.so-net.jp/shimomura/koushou_cont.html)と異なる。

した学習法であるが、本稿の筆者の字体、字体システムの把握にぴったり重なる。

漢字のかたちが、基本点画→字体部分(部品)→字体という二重分節的構造であることで、数千、数万という要素を有するシステムが成立し得ることについては、すでに繰り返し述べてきたが、これは漢字のかたちを考える際の出発点である(佐藤1996など)。

たとえば、漢字『秋』は、第1画めから「ノの字、ヨコ、交差してタテ、交点から左ハライ、同じところから点、左上に点、その右にノの字、二つの間に長い左ハライ、中間あたりから右ハライ」などと書いていくが、実は、「ノギヘンに燃えるヒ」と把握し書いているのではないか。「ノギ」はどう書くのかといえ、ば、「ノの字(あるいは点)の下に草木のキ」²⁰であり、「草木のキ」は、「ヨコとタテが交差し、交点から八の字」。字体部分(部品)のかたちは、すでに習得済みなのである。逆に、漢字『秋』は、漢字『萩』の部品となっており、『萩』は、「クサカムリに季節のアキ」²¹なのである。

こうした把握は、学習方法の一つとしてあらためて提案するまでもなく、もともと個人個人が有しているものだったはずである²²。筆者は、これこそが漢字の字体とそのシステムであると考え。

誤解を避けるために一言付け加えるなら、漢字を習得した者すべてが、「草木のキ」「季節のアキ」などと唱えて字体を把握していると主張しているのではない。それらは、筆者が付けた呼称であり、各人異なっていて構わない。「あの字とあの字との組み合わせ」「あのヘンにあれ」であってよく、その「あの」「あれ」に当たる部分には、ある視覚的な刺激=図形(できあがった図形でなくプロセスを含むであろう)が当てはまる。つまり、字体(部分についてはその部分の理念形、字体単位体とでも呼べるもの)である。「あの」「あれ」では伝えられないので、筆者なりの呼称を付けてみたのである。

道村は、字体の構造を明らかにしようとしたのではない。あくまで、

²⁰道村の『漢字カード』では『木』を「たいぼくのぼく、もくようびのもく、き」とする。漢字学習を考慮した「タイトル」となっている。

²¹『萩』の字は筆者が説明のために取り上げた。表外漢字なので道村にはない。『秋』のタイトルは「しゅうぶんのひのしゅう、あき」

²²中国においても、部品の組み合わせで漢字を説明することがあり、部品にも呼称があるようだ(藤本恒「私の実践中国語(12)漢字の説明をする一偏と旁 その1」<http://www.to-ho-shoten.co.jp/business/gakushu/jissen/jissen12.html>)。加藤大鶴氏のご教示による。

漢字習得のための学習方法の中で、部品に名を付け²³、かたちを部品の名で説明し、その字とわかるように漢字にタイトルを付けた。それゆえ、「学習指導要領」(学年別配当)に配慮し、同音・同訓に配慮して、小学校から中学校までの「常用漢字」の学習活動全体の中で、最も適切な、部品によるかたちの説明(道村は「字形」と呼ぶ)と、タイトルを付した。その結果、たとえば生活で出くわす数千の漢字を要素とする漢字の集合を見渡した上での、個々の漢字のかたちの説明、呼称とはズレが生じている。たとえば、『話』を学習するとき、そのかたちは「ごんべんに(口に中の)した」とはできず、「ごんべん、せん、くち」となる。『亜』は「悪」の上とならざるを得ない。部品である『斤』が小学校で学ぶ1006字にないから、『近』や『折』を「パン一斤のキン」で説明できない²⁴。教育(配当学年)を考慮したために生じる不自然さはあるが、本質は、「漢字習得のためには、漢字とその部品に名前を付けることが必要」にあり、それは、筆者の考える漢字字体とその構造を具体的に示した一つの実践となっている。

筆者の呼び名・呼称や道村のタイトルこそが字体であるというのではない。一方、こうした個人的な所産が字体であるはずがないと否定するのも正しくない。漢字の字体とはどういうものであるのかを、これほどはっきりと示してくれる事象はない。

道村の『漢字カード』では、『高』のかたちは「なべぶた、くち、どろがまえの中に、くち」となっている。筆者の考えている字体とほぼ一致する。この『高』を部品とする漢字のかたちの説明には、「さいこうのこう、たかい」という『高』の字のタイトルを用いればいい。たとえば、表外字であるが、『嵩』は、筆者なら「やまの下にたかい」と説明するだろう。筆者は、/(漢字の)ヤマ+下に+(漢字の)タカイ/が『嵩』の字体だと考えている。『高』の字体は、/ナベブタ+下に+(漢字の)クチ+下に+同ガマエ+中に+(漢字の)クチ/となる。/ナベブタ/は上にあるもので、/同ガマエ/の次は中に何かが入るのだろうから、/ナベブタ+(漢字の)クチ+下に+同ガマエ+(漢字の)クチ/でいい。/ナベブタ/、/同ガマエ/など部品のかたちが説明済みなら、このようにして、漢字の字体を示すことができる。基本点画と単純な部品のかたちをまず説明してそれに名前を付け、それを用いて偏旁冠

²³部品に名前を付け学習に役立てようとする試みとして、まんが太郎 1997『マンガだけど本格派漢字のおぼえ方』太陽出版がある。

²⁴部首名である「おのづくり」を持ち出すか、最初に習った『近』の「しんにょう」をどけた部分として、以下の説明に用いるかになる。

脚レベルの部品のかたちを説明して、それに名前を付け、その部品名を用いて一字の字体を説明する。そういうしくみである。これが筆者の考える字体と字体の示し方である。

ここまでをまとめると、

- ・字体は、便宜的に字形を用いて示す方法もあるが、その場合、字形を字体と混同してしまうおそれが生じる。
- ・字体は、そのかたちの説明で示すことができるのではないか。
- ・字体は、部品の組み合わせであるから、かたちは、部品名を用いて説明できる。部品のかたちは、点画で説明できる。
- ・字体は、他の字体との区別されるものだから、多く、その字の呼び名・呼称がその字の字体に当たるものとなる。

今、「その字の呼び名・呼称がその字の字体となる」と述べたが、呼称が字体に相当するなら、異体が存在する場合には、異体字それぞれに呼称があり、それによって区別されていることになる。事実、そうであると筆者は考えている。

『高』なら、先に説明した／ナベブタ＋クチ＋下に＋同ガマエ＋クチ／と少なくとももう一つ、／ナベブタ＋ハシゴ＋下に＋同ガマエ＋クチ／がある。これを仮にAとBとするなら、

字（字種）	字体	字形
『高』	A／ナベブタ＋クチ＋下に＋同ガマエ＋クチ／	[高]
	B／ナベブタ＋ハシゴ＋下に＋同ガマエ＋クチ／	[高]

となる。A、Bはさらに、

A／（普通の）タカイ／
B／ハシゴダカ／

とできる。これは、道村のタイトルに相当するものであり、異体字の呼称である。Aが『高』の「通用字体」であり、Bは「梯子高（はしごだか）」と呼ばれる異体字の字体である。

『秋』の字体は／季節のアキ／、『高』の字体は／（普通の）タカイ／と／ハシゴダカ／、これでは何の説明にも分析にもなっていないのご批判もあるだろう。しかし、それらは、部品の組み合わせとしても説明でき、その部品のかたちは点画の組み合わせとして説明済みである。

繰り返すが、漢字字体の構造はこのようになっており、われわれはそのように習得していると考えられる。

ただ、この字体把握にも十分でない点がある。たとえば『土』と『士』とは、単独の字としては別字体とせざるを得ないが、部品としては、両者を入れ替えて別字となるペアは現在は存在していない。「ヨコ」の上下の長短は、それを認めるとしても「非弁別の特徴」でしかない。『大』と『犬』なども同様で、いわゆる「とがなし点」といわれる「点」は、字体としてどう位置付けるのか難しい。そのあたりになお課題が残る。

おわりに 一仮名の字体へー

実は、仮名の字体、特に異体についての検討がまだできていない。いわゆる「異体仮名」は、漢字の異体と同様に扱えるのか。同字か別字かの判定が、漢字と仮名とでは異なるように思われる。

たとえば、カタカナの[ネ]と[子]について、

字（字種）	字体	字形
『ネ』	A / シメスヘン / = / シメスヘンのネ ²⁵ /	[ネ]
	B / 子どものコ / = / 子どものコのネ /	[子]

などとできるのか。それとも、二つは別字『ネ』、『子』として、さらに「ナ行のエの段」とか「いろはの……」といった「枠組み」を設け、複数の字が一つの枠組みに対応するとするのか。その「枠組み」こそが「字種」なのだから、結局、上記のままでいいとするのか。

ひらがなの場合は、さらに複雑になる。字母が同字の場合と別字の場合とで区別が必要か。その必要はないのか。

これらは、仮名字体の統一された現代では特に取り立てて問題にする必要はないが、統一以前の仮名字体を考える際には、考慮しないわけにはいかない。しかも、ひらがなの場合には、漢字の草書体との関係が問題となる。筆者は、字と字体とを分けて考えるから、字体においては、漢字の『口』とカタカナの『口』とが同じ／四角形（長方形）／であるように、ひらがなと漢字の草書とが同一字体となってもかまわないと現時点では考えている。

たとえば、ひらがなの『の』には、3つの代表的な字形があるが、そ

²⁵ここに「ネ」を用いているのは、『ネ』としたからであるが、厳密に言えば、字体を文字で書くことはかえって難しい。漢字の場合もそうであった（注17）。

それぞれ字体が異なるとして、以下のようにまとめられる。

字(字種)	字体		字形
『の』	A /	/ (字母『乃』)	[の]
	B /	/ (字母『乃』)	[(乃に近い字形)]
	C /	/ (字母『能』)	[(能の極草体の字形)]

A、B、Cの / / の中に入るのは、それぞれの呼称である「丸ののの字」、「杖つきののの字」、「はしかけののの字」²⁶であると考えている。

こうして佐藤 2012²⁷とつながるのであるが、仮名の字体と異体仮名、仮名の呼称・異名についての分析、検討は、すべてこれからである。

謝辞

本稿は、拡大アクセント史資料研究会(2013年9月7日)における発表「字体を記述することは可能か」に基づき、加筆修正したものである。当日、出席者の方々から貴重なご意見・ご指摘をたまわりました。御礼申し上げます。

また、道村静江様には、貴重な資料をいただいた上、私との意見交換のために時間をお割きくださり、ありがとうございました。心より御礼申し上げます。

— 愛媛大学教育学部 —

²⁶遠藤那基 2010『国語表記史と解釈音韻論』和泉書院

²⁷佐藤栄作 2012「仮名の呼称—現代の『を』を中心に—」『論集VIII』アクセント史資料研究会